

建設工事登録業者の皆様へ

佐世保市財務部 契約課

## 監理技術者等（専任特例）の配置における取扱いについて（お知らせ）

建設業法（以下「法」という。）第26条第3項第1号（専任特例1号）、及び第2号（専任特例2号）の配置については、下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

### 1 専任特例1号について

#### （1）適用の要件

以下の全ての要件を満たす場合、監理技術者等は2件の工事現場を兼任することができます。

要件
① 国、県、市などそれぞれの建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
② 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。 なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、全ての要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。
③ 工事現場間の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること（移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする）。また、それぞれの工事の施工箇所が県内にあること。
④ それぞれの建設工事で下請次数は3を超えないこと
⑤ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの（以下「連絡員」という。）を配置すること。なお、連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務の経験を有するものとする。
⑥ それぞれの工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
⑦ それぞれの工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。 なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる手段とし、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。
⑧ 当該建設工事を受注した建設業者が、「人員の配置を示す計画書」（別記様式1）を作成し、発注者に提出の上、工事現場毎にも備え置くこと。

## (2) 連絡員について

- ① 連絡員は各現場に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。
- ② 連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。
- ③ 連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法7条第2号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。
- ④ 連絡員に当該工事現場への専任や常駐は求めない。
- ⑤ 連絡員は、受注者と直接的な雇用関係がある者（※在籍出向者、派遣職員は除く）であること。ただし、恒常的な雇用関係は求めない。
- ⑥ 連絡員は、当該工事現場の現場代理人を兼任することができる。ただし、現場代理人は常駐の義務があるため、兼任した場合は、他の工事現場の連絡員となることはできない。
- ⑦ 施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意すること。

## 2 専任特例2号について

### (1) 適用の要件

監理技術者を補佐する者として監理技術者補佐を配置する場合、当該監理技術者（専任特例2号による監理技術者 ※旧「特例監理技術者」）は、他の監理技術者補佐が配置されている施工現場1件に限り、監理技術者を兼ねることができます。

要件
① 兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が3億円以上でないこと。
② 通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）でないこと。
③ 特別な理由で発注者が適用不可としていない工事であること。
④ 監理技術者補佐を、それぞれの工事現場に専任で配置すること。
⑤ 監理技術者が兼務できる工事現場の数は2までとする。
⑥ 工事現場間の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること（移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする。）また、それぞれの工事の施工箇所が県内にあること。
⑦ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
⑧ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
⑨ 監理技術者と監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

注意）専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象となりません。

### (2) 監理技術者補佐について

- ① 監理技術者補佐は、主任技術者資格を有する1級施工管理技士補又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- ② 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ③ 監理技術者補佐は、当該工事現場の現場代理人を兼任することができる。ただし、監理技術者補佐が、当該工事現場の現場代理人以外の者（例えば、経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者、他の工事現場の現場代理人や技術者など）と兼務することはできない。

### 3 専任特例を適用する場合の申請について

#### (1) 入札手続き中における申請（制限付き一般競争入札の事前又は事後審査の場合）

「配置予定技術者名簿」の提出と同時に【別記様式1】「技術者の兼務を予定している場合の確認事項」を提出すること。

#### (2) 契約締結時における申請

「現場代理人等決定通知書」の提出と同時に【別記様式2】「人員の配置を示す計画書」（専任特例1号の場合）、【別記様式3】「専任特例2号に関する届出書」を提出すること。

### 4 その他

- ① 通知中の「恒常的な雇用関係」とは、3か月以上の雇用関係があることをいいます。
- ② 工事途中に請負代金が基準を超えた場合、それ以降は制度を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならないので注意が必要です。
  - ・ 1（1）①、2（1）①に示す請負代金の上限額を超えた場合

### 5 適用日

令和8年4月1日以降に適用する。（既に契約中の工事においても、要件を満たせば適用は可能）  
本通知適用以後、下記の通知は廃止する。

- ・ 令和6年4月1日付 特例監理技術者の取扱いについて（お知らせ）

以 上

佐世保市 財務部 契約課
電話番号 : 0956-24-1111
(内線) 3207~3208
FAX番号 : 0956-24-9624